

## 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等の指定申請を予定している事業所の皆様へ

(H29.06現在)  
神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

### まずご確認ください

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等の指定は、児童福祉法に基づく次の条例に定める基準に基づいて行います。

指定障害児通所支援事業所の指定基準

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年 神奈川県条例第7号）

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年 神奈川県条例第11号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年 神奈川県条例第5号）

指定障害児入所施設の指定基準

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年 神奈川県条例第8号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年 神奈川県条例第5号）

障害児通所支援事業所等の指定を受けるには、まず事業に使用する施設が当該サービスを提供するために必要な建築基準法、都市計画法、消防法等の諸法令に基づく基準を満たしていることが必要です。指定申請の前に、申請者の責任においてそれぞれの関係機関の確認を受けてください。

指定日の前日までに関係法令の基準を満たしていない場合、指定を受けることはできません。疑義が生じた場合には、基準を満たしていることを証明する書類等の提示をお願いすることがあります。また、直接関係機関に照会する場合があります。

各市町村では、計画的に障害児通所支援等の提供体制の整備を進めています。事業所開設を検討する際には、開設しようとする市町村の障害福祉主管課にも事前にご相談ください。

また、障害児通所支援事業所（保育所等訪問支援を除く）の開設を検討している法人は、必ず「開設前障害児通所支援事業所説明会」に参加してください。

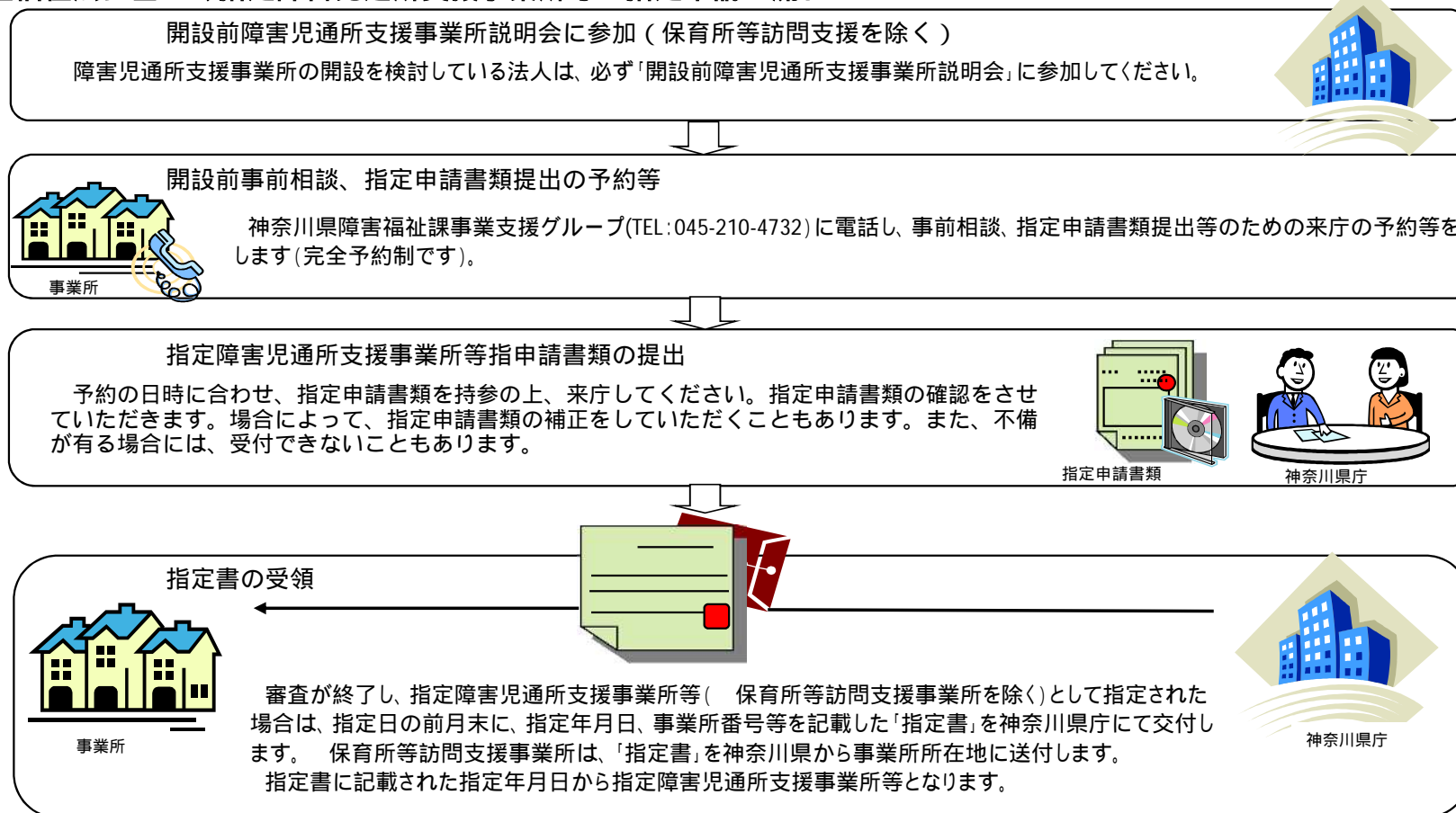
指定は毎月1日を指定有効開始日として行います。指定申請書は、前月15日（休日の場合はその直前の平日）までに全て整っていることが必要です。できるだけ早目に事前相談にご来庁ください。

指定申請時に具体的な事業内容を聞かせていただくとともに簡単な面接を行いますので、管理者になる方がご来庁ください。

指定の可否については、指定申請書が整ってから審査します。指定基準を満たしていない場合には、指定できません。指定に先立って事前に利用者の募集を行う場合には、「必ず指定が受けられる」と誤認されることのないよう留意してください。



## 1 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等の指定申請の流れ



## 2 指定障害児通所支援事業所等指定申請の締め切り

事業所指定は毎月1日に行います。

申請の締め切りは、事業所指定を受けようとする月の前月15日（15日が休日の場合はその直前の平日）です。

例えば、4月1日の事業所指定を受けようとする場合は、3月15日までに必要書類を揃えて事業所指定申請を行う必要があります。必要書類が多数ありますので、時間の余裕を持って申請してください。

### 3 指定障害児通所支援事業所等指定申請のための必要書類

必要書類の様式等はウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)の「書式ライブラリ」の次のページからダウンロードしてください。

「書式ライブラリ」 「1. 神奈川県からのお知らせ」 「4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)」

### 4 指定障害児通所支援事業所等指定申請の予約、お問い合わせ先

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課事業支援グループ

TEL 045-210-4732(直)

FAX 045-201-2051



### 5 注意事項

指定申請には一部データの提出も必要です。その際は必ずウイルスチェックを実施し、安全なデータを提出してください。

事業所等に設置するパソコンには必ずウイルス対策ソフトを導入し、感染を未然に防ぐことはもちろん、万が一感染した場合でも他事業所等へ感染を広めないようにしましょう。



## 6 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市で指定障害児通所支援事業所等を開設する場合の指定申請・お問合せ先

### 1 横浜市で事業所等を開設する場合

横浜市 こども青少年局 こども福祉保健部 障害児福祉保健課  
TEL 045-671-4278  
FAX 045-663-2304

### 2 川崎市で事業所等を開設する場合

川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課  
TEL 044-200-2927  
FAX 044-200-3932

### 3 相模原市で事業所等を開設する場合

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課  
TEL 042-707-7055  
FAX 042-759-4395

### 4 横須賀市で事業所等を開設する場合

横須賀市 こども育成部 こども施設課  
TEL 046-822-8224  
FAX 046-827-0652